

令和5年著作権法関係裁判例紹介



会員・弁護士 西村 義隆

要約

令和5年における著作権法関係の裁判例として裁判所のウェブサイトに掲載された148件のうち重要な争点、判断を含むと思われる6件を紹介する。具体的には、応用美術の著作物として実用目的のために美の表現に制約を受けるとして著作物性を否定した判決（②布団絵柄控訴事件）、共同不法行為における加害行為の結果について判断し準拠法として日本法の適用を認めた判決（⑥海外拠点事件）など、興味深い判決が見られた。また、ビットトレントを用いた電子データの送受信に関する通信について著作権侵害を前提として発信者情報開示請求を行っている事案が数多く見受けられた。ビットトレントとの関係では、損害論について判断している判決（⑤P2Pアップロード事件）など参考になるものがある。

目次

- 著作権法関係裁判例の概況
 - 1 事件数
 - 2 裁判所や事件種別
- 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ① 知財高裁令和5年3月16日判決【将棋説明文事件】（令和4年（ネ）第10103号）
 - ② 知財高裁令和5年4月27日判決【布団絵柄控訴事件】（令和4年（ネ）第745号）
- 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ③ 東京地裁令和5年9月28日判決【Tripp Trapp事件】（令和3年（ワ）第31529号）
- 権利制限規定が争いとなった事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ④ 東京地裁令和5年5月18日判決【実績紹介引用事件】（令和3年（ワ）第20472号）
- その他の事案
 - 1 概略
 - 2 判例紹介
 - ⑤ 大阪地裁令和5年8月31日判決【P2Pアップロード事件】（令和4年（ワ）第9660号）
 - ⑥ 知財高裁令和5年4月20日判決【海外拠点事件】（令和4年（ネ）第10115号）

1 著作権法関係裁判例の概況

1.1 事件数

裁判所ウェブサイト（<https://www.courts.go.jp/>）の「裁判例情報」の中の「検索条件指定画面」の「総合検索」において、

「裁判年月日」 令和5年1月1日～令和5年12月31日（期間指定）

「全文」 著作権

という条件でキーワード検索を行ったところ、167件の裁判例がヒットした⁽¹⁾。この167件のうち、著作権法に関連する争点を含まないものを除外した148件について検討を行った。本稿では、これら148件の裁判例の中から、重要な争点、判断を含むと思われる6件について、争点ごとに分類し、紹介する。

なお、本校で引用している写真等は、特に断りのない限り、上記裁判所ウェブサイトより引用したものである。

1. 2 裁判所や事件種別

上記148件の裁判例について、これを判断した裁判所の内訳は、

- ・東京地方裁判所 105件
- ・大阪地方裁判所 8件
- ・知的財産高等裁判所 34件
- ・大阪高等裁判所 1件

であった。なお、148件のうち86件は、特定通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（いわゆる「プロバイダ責任制限法」）第4条第1項に基づく発信者情報開示請求事件であった。

2 著作物性（創作性）の有無が争いとなった事案

2. 1 概略

「著作物」とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。ここで「創作性」とは、通説的見解によれば、高い独創性までは要求されておらず、また学術性や芸術性の高さも問題とはならず、何らかの個性が現れていればよいと解されている⁽²⁾。したがって、著作権発生の前提として創作性が必要であり、著作権侵害訴訟ではたびたび原告作品の創作性の有無が争われることがある。ここで、作品全体の創作性が争われる場合には、判決において権利者の作品の著作物性が明示されることが多いが、複製権又は翻案権の侵害が争われる事案において、濾過テスト（原告作品と被告作品の同一性を有する部分を抽出し、それが創作的表現に該当するか判断する方法）を用いた判断が行われる場合、部分的に創作性の有無が判断されることも多い。

令和5年の裁判例では、次に紹介する裁判例の他、ECサイトに掲載する商品写真の著作物性について判断し、平面的な商品を、できるだけ忠実に再現することを目的としていることや、商品の配置・構図・カメラアングル等は同種の商品を紹介する画像としてありふれているとして著作物性を否定した裁判例などもある⁽³⁾。

2. 2 判例紹介

① 知財高裁令和5年3月16日判決【将棋説明文事件】（令和4年（ネ）第10103号）

[事案の概要]

控訴人（原告）Xは、将棋に関するウェブサイトであるAを管理運営していたところ、被控訴人（被告）が放送したテレビ番組「将棋フォーカス」内において、Aに掲載された5件の原告文章と類似したナレーション及び字幕が流された。原告は、被告に対して、人格権侵害を理由として不法行為に基づく損害賠償請求を行ったが名誉棄損の可能性は抽象的なものにとどまるとして原審裁判所は、原告の請求を棄却。原告は、著作者人格権（氏名表示権）侵害及び著作権（公衆送信権）侵害を理由とした不法行為に基づく損害賠償請求を求めて控訴した。

[判旨]

一部認容。

裁判所は、5件の原告文章について、うち3件は、その記載内容が将棋のルール又はマナーであり、表現方法がありふれたものであるとして、創作性を否定した。

一方で、原告文章の1件について、「「雑用は喜んで！」とばかりに下位者が手を出さないようにしましょう。」という部分については、控訴人自身の経験に基づき、初心者等が陥りがちな誤りを指摘するため、広く一般に目下

の者が「雑用」を率先して行うに当たっての心構えを示したものといえる表現を選択し、これを簡潔な形で用いた上で、しかし、逆に、将棋の駒の準備や片付けに関してはこれが当てはまらないことを述べることで、将棋の初心者にも分かりやすく、かつ、印象に残りやすい形で伝えるものといえる、として創作性を認めた。また、他の原告文章1件について、「着手した後に「あっ、間違えた!」「ちょっと待てよ…」などと思っても、勝手に駒を戻してはいけません。」という部分については、将棋を指す者が抱き得る感情を分かりやすく簡潔に表現することで、将棋の初心者にも印象に残りやすい形で伝えるものといえる、などとして創作性を認めた。

[考察]

本件は、将棋をテーマとした説明内容について判断されている。その上で、本件で問題となったもののうち、例えば、座る場所についての説明や王将と玉将の使用者やその順序等の説明に関するものについて、将棋のルール又はマナーであるから表現それ自体ではないと判断している。また、表現に該当する部分についてもそれはありふれたものとして個性が表現されているとは言えないとして創作性を否定している。

一方で、判旨にて引用した表現については、証拠から見ても、控訴人（原告）の表現以外に類似の表現が見受けられないと認定され、個性が表現されたものであるとして創作性が認められている。

学説の通説的見解のみならず、従前の裁判例においても、創作性を有するためには、何らかの個性が表現されていればよいとされているが⁽⁴⁾、本件についても、従前の裁判例と同様にその判断基準は踏襲されている。その上で、表現であるものに対して、当事者から提出された証拠上、類似の表現が存在しているか否かを踏まえ、何らかの個性が表現されているかという観点によって、創作性の認定が行われている。

一般的に、実用的側面の強い機能的著作物については、裁判例上、創作性が認められない事案も多くあり、例えば、浄水器の取扱説明書について創作性を認めなかった事案⁽⁵⁾、解剖実習テキストの表現について創作性を認めなかった事案⁽⁶⁾があるところである。本件は、特定のテーマを対象にした説明文に関する文章の創作性について、創作性を肯定した表現と否定した表現がそれぞれあり、参考になるものと思われる。

② 知財高裁令和5年4月27日判決【布団絵柄控訴事件】（令和4年（ネ）第745号）

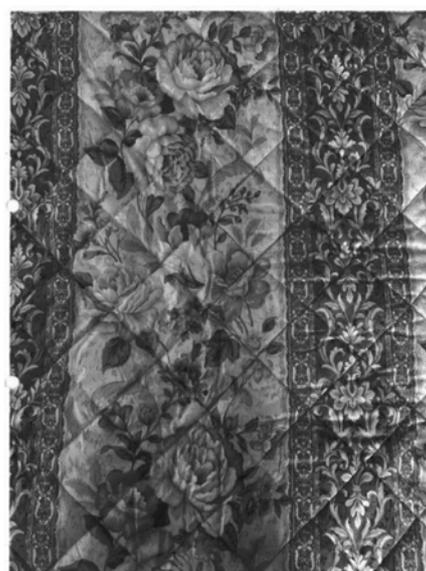
[事案の概要]

テキスタイルデザイナーから本件絵柄の著作権を譲り受けたとする控訴人が、被控訴人らが絵柄を付した布団を製造、販売する行為が、本件絵柄について控訴人の有する著作権を侵害する行為であると主張して、被控訴人らに対し、著作権法112条1項及び同2項に基づき、原告絵柄の複製、頒布の差止め及び同絵柄の複製ないし翻案された寝具等の廃棄を求めるとともに、損害賠償請求を行った事案。

なお、原審は、本件絵柄が著作物でないことから控訴人は主張に係る著作権を有しないとして控訴人の請求を全



原告絵柄



被告絵柄

部棄却している。

[判旨]

控訴棄却。

裁判所は、まず、「実用品に用いられるデザインについては、その創作的表現が、実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えていない限り、著作権法が保護を予定している対象ではなく、同法2条1項1号の「美術の著作物」に当たらないというべきである。そして、ここで実用品としての産業上の利用を離れて、独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備えているといえるためには、当該実用品における創作的表現が、少なくとも実用目的のために制約されていることが明らかなものであってはならないというべきである。」として、応用美術にも著作物性が認められ得ることを示した。

その上で、「その絵柄自体は二次的平面物であり、生地にプリントされた状態になったとしても、プリントされた物品である生地から分離して観念することも容易である。そして、本件絵柄の細部の表現を区々に見ていくと、控訴人が縷々主張するようにテキスタイルデザイナーであるP1が細部に及んで美的表現を追求して技術、技能を盛り込んだ美的創作物であるということができ、その限りで作者であるP1の個性が表れていることも否定できない。」としながらも、「しかし、本件絵柄は、その上辺と下辺、左辺と右辺が、これを並べた場合に模様が連続するように構成要素が配置され描かれており、これは、本件絵柄を基本単位として、上下左右に繰り返し展開して衣料製品（工業製品）に用いる大きな絵柄模様とするための工夫であると認められる（本件絵柄は、原告商品であるシングルサイズの敷布団では上下左右に連続して約6枚分、掛布団では同様に約9枚分プリントされて全体に一体となった大きな絵柄模様を作り出すよう用いられている（弁論の全趣旨）。）から、この点において、その創作的表現が、実用目的によって制約されているといわなければならない。」と示している。そして、「アラベスク模様はイスラムに由来する幾何学的な連続模様であり、またダマスク模様は中東のダマスク織に使用される植物等の有機的モチーフの連続模様であって、いずれも衣料製品等の絵柄として古来から親しまれている典型的な絵柄であり、これら典型的な絵柄を平面上に一方向に連続している花の絵柄と組み合わせ、布団生地や布団カバーを含む、カーテン、絨毯等の工業製品としての衣料製品の絵柄模様として用いるという構成は、日本国内のみならず海外の同様の衣料製品についても周知慣用されていることが認められる。そして、本件絵柄における創作的表現は、このような衣料製品（工業製品）に付すための一般的な絵柄模様の方式に従ったものであって、その域を超えるものではないということができ、また、販売用に本件絵柄を制作したP1においても、そのことを意図して、創作に当たって上記構成を採用したものと考えられるから、この点においても、その創作的表現は、実用目的によって制約されていることが、むしろ明らかであるといえる。」として結論として著作物性を否定し、控訴人の控訴を棄却した。

[考察]

応用美術の著作物性については議論のあるところである。すなわち、著作権法2条2項において、美術の著作物に美術工芸品が含まれることが明示されているが、美術工芸品に該当しない応用美術について著作権法の保護対象となるかどうかについて学説は分かれているところである。これについて、裁判例の多くは、応用美術についても著作権法の保護対象となり得る立場に立っている。裁判例の多くは判断の過程において、応用美術一般に関して著作権保護の理論的な可能性を肯定し、意匠法との重複論的な解釈の可能性が示されるが、本件でもこれと同様の判示がされている。加えて、本件では、応用美術が著作物として保護されるために「独立に美的鑑賞の対象となる美的特性を備え」ることを求め、美的特性を備えるための要件として、「創作的表現が、少なくとも実用目的のために制約されていることが明らかなものであってはならないというべき」との規範を示している。

本件では、本件絵柄自体について、美的特性を備え、創作性を認めるかのような言及がされているものの、複数枚の絵柄を上下左右に繰り返し展開して衣料製品（工業製品）に用いる大きな絵柄模様としている点をもって、創作的表現が、実用目的によって制約されているという判断を行うことで、結論として、著作物性を否定している。

なお、応用美術の著作物性について、本件と同じような規範を用いているものとして、「客観的、外形的にみて、実用目的のために美の表現において実質的制約を受けることなく、専ら美の表現を追求して制作されたものと認められ、絵画、彫刻等の純粋美術と同視しうるものは美術の著作物として保護しているものと解するのが相当」とし

て、Tシャツ胸部のデザインの著作物性を肯定している裁判例がある⁽⁷⁾。本件は、この裁判例と同じような枠組みを用いた上で結論を異にしている。例えば本件においても、衣料製品の一つ一つに本件絵柄の全体が収まるよう付されていたとすると、本判決で述べているような実用目的のための制約がなくなるため、著作物性が認められる結論になるのではないと思われる。さらに踏み込んで考えると、本判決の事例のように、一つの衣料製品には一部の本件絵柄のみしかプリントされないとしても、その本件絵柄の一部のみにおいて、美的特性を備えているのであれば、創作性を認めてもよいように思われる。

3 複製又は翻案等に当たるかが争いとなった事案

3.1 概略

著作者の権利として、法21条以下に著作財産権に関する規定がされているが、著作権侵害に関する紛争では、著作物の利用態様として、法21条の複製権及び法27条の翻案権が争点となることが多い。

複製の意義については、ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件⁽⁸⁾において、「既存の著作物に依拠し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを再製すること」と示されている。翻案については、江差追分事件⁽⁹⁾において（当該判例が示したのは言語の著作物の翻案についてであるが）、「既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を直接感得することのできる別の著作物を創作する行為」と示されている。また、同判例では、「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当」と示しており、その後の裁判例でも判断基準として用いられている規範である。

次の項において、これまでも裁判において争われている Tripp Trapp に関する事件を紹介する。なお、これ以外にも、令和5年の裁判例としては、原告が著作権を有するイラストに首吊り用の縄の絵柄を付して自殺をほのめかす表現をした画像について複製権侵害を認めたものや⁽¹⁰⁾、Tシャツのイラストについて、表現の共通性を認めて複製権侵害を認めたものなどがある⁽¹¹⁾。

3.2 判例紹介

③ 東京地裁令和5年9月28日判決【Tripp Trapp 事件】（令和3年（ワ）第31529号）

[事案の概要]

被告が製造販売する椅子（ベビーチェア）が原告製品の著作権を侵害するとして、被告製品の製造販売等の差止・廃棄、損害賠償等を求めた事案。なお、著作権侵害との構成は請求の一部であり、主位的には、原告製品の商



原告製品



被告製品1



被告製品2

品等表示として周知又は著名なものと同一の商品等表示を使用する不正競争行為に該当する等と主張している。

[判旨]

請求棄却。

裁判所は、著作権侵害に関する請求について、次のように示した。

「著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであり（著作権法2条1項1号）、美術の著作物には、美術工芸品が含まれる（同条2項）。そして、美術工芸品以外の実用目的の美術量産品であっても、実用目的に係る機能と分離して、それ自体独立して美術鑑賞の対象となる創作性を備えている場合には、美術の範囲に属するものを創作的に表現したものとして、著作物に該当すると解するのが相当である。」「仮に、これに著作物性を認める立場を採用したとしても…被告各製品に接する者が、原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは明らかである。」

また、表現上の本質的な特徴を直接感得することができない点については、「原告製品は、前記説示に係る特徴①ないし⑥を全て組み合わせることによって、身体に接触する背板部分並びにこれに対応する座面板及び足置板の後部波状部分を除き、側木、脚木、横木、座面板、足置板及び背板という椅子を構成すべき最小限の要素を直線的に配置し、究極的にシンプルでシャープな印象を与える直線的構成美を空間上に形成したところに、表現としての特徴があるものと認めることができる」「被告各製品は、前記において説示したとおり、座面板及び足置板を固定するために原告製品よりも複数の部材を利用する点において、原告製品のような究極的にシンプルな印象を与えるものではなく、かつ、曲線的形状を数多く含む点において、原告製品のような直線的でシャープな印象を与えるものではなく、原告製品が表現する直線的構成美を明らかに欠くものといえる。」「基本的にはデッドコピーの製品でない限り、製品に接する者が原告製品の細部に宿る上記直線的構成美を直接感得することはできず、まして、複雑かつ曲線的形状を数多く含む被告各製品に接する者が、原告製品の表現上の本質的な特徴を直接感得することができないことは明らか」として著作権侵害を否定した。

[考察]

原告製品については、これまでも裁判例が存在しており、Tripp Trapp 1 事件では、原告製品について「純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えているとは認められない」として著作物性が否定されている⁽¹²⁾。Tripp Trapp 2 事件では、原告製品について「実用的な機能を離れて見た場合に美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い」として著作物性が否定されている⁽¹³⁾。さらに、Tripp Trapp 2 事件の控訴審では「『創作的に表現したもの』といえるためには…作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない」として著作物性が肯定されている⁽¹⁴⁾。本判決は、従前の裁判例が原告製品の著作物性の判断について判断が分かれていることを踏まえ、あえて著作物性については明示的な判断を行わなかったものと考えられる。

そのうえで、原告製品の表現上の特徴がある部分を認定した上で被告製品において表現上の本質的な特徴を直接感得することができるかどうか判断しており、濾過テストに沿った判断手法を用いた結果、仮に著作物性があるとしても著作権侵害を構成しないと、結論として、原告の請求を棄却した。

4 権利制限規定が争いとなった事案

4. 1 概略

法30条以下では権利制限規定が列挙されており、当該権利制限規定の要件を満たす場合には、著作権侵害とはならない。よく問題となるのは、法30条の私的使用のための複製、法32条の引用である。

令和5年の裁判例としては、引用の適否が問題となったものを1例紹介するが、これ以外にも、WEBのニュース記事を扱ったサイトにおいて、裁判例の概要と当該裁判例において問題となった写真を掲載したものについて、時事の事件の報道のための利用（著作権法41条）を認めたものなどがある⁽¹⁵⁾。

4. 2 判例紹介

④ 東京地裁令和5年5月18日判決【実績紹介引用事件】（令和3年（ワ）第20472号）

[事案の概要]

被告は、訴外会社から販売促進のための小冊子の作成を受託し、原告が著作権を有する本件写真を掲載してこれを作成した。その後被告は、被告のウェブページにおいて、被告の実績紹介として本件写真を掲載した。原告は被告に対し、被告のウェブページ上で本件写真を掲載した行為が公衆送信権を侵害するとして損害賠償請求を行った。

[判旨]

請求一部認容。（損害額の一部を認容）。

著作権侵害に関する争点としては、承諾の有無、引用の成否などが問題となったが、引用の成否について裁判所は次のように示した。「公正な慣行に合致し、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるかどうかは、社会通念に照らし、他人の著作物を利用する目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の程度などを総合考慮して判断されるべきである。」

また、具体的な判断については次のように示して引用の要件を満たさないとした。「本件各写真のデジタルデータには、無断複製防止措置がされず、同デジタルデータは、インターネット上に原告の名前が付されずに相当広く複製等されるに至ったことが認められる。これらの事情の下においては、本件ウェブページには、商業的価値が高い本件各写真がそれ自体独立して鑑賞の対象となる態様で大きく掲載されており、本件各写真のデジタルデータは、無断複製防止措置がされずインターネット上に相当広く複製等されていることからすると、本件各写真の著作権者である原告に及ぼす影響も重大であることが認められる。したがって、本件ウェブページにおける本件各写真の利用は、上記認定に係る本件各写真の性質、掲載態様、著作権者である原告に及ぼす影響の程度などを総合考慮すれば、公正な慣行に合致せず、かつ、引用の目的上正当な範囲内であるものと認めることはできない。」

[考察]

適法な引用の要件として、判例では、パロディ事件第1次上告審⁽¹⁶⁾において、①明瞭区分性②主従関係③著作人人格権を侵害しないことの三要件が示されている。ただし、③の要件については、著作権法50条で著作権の制限規定は著作人人格権に影響を与えないものであるとされていることを確認したものにすぎず、二要件を適法な引用の要件として考えることが多い⁽¹⁷⁾。

一方で、最近の裁判例では、「公正な慣行に合致するか」、「引用の目的上正当な範囲内で行われ」たかを直接検討する裁判例が増えており⁽¹⁸⁾、本件も近時の裁判例に沿っているものと考えられる。本判決では、引用の目的上正当な範囲内か否かの判断において、商業的価値が高い本件各写真がそれ自体独立して鑑賞の対象となる態様で大きく掲載されている点、無断複製防止措置がされず原告の名前が付されずにインターネット上に相当広く複製等されている点が消極的な要素として認定されているが、広告事務所による実績紹介という慣行から考えれば、これらの消極要因を解消する措置を施していれば引用の要件を満たすと判断された可能性も十分あるように考えられる。

5 その他の事案

5. 1 概略

本年の裁判例には、ビットトレントを通してファイルをダウンロード（同時にアップロード）した行為について、損害算定が行われた事案があり、参考になると思われるため紹介する。

また、本年の裁判例は、ビットトレントを利用したユーザについてプロバイダに対して発信者情報開示請求を行う事案が数多く（50件以上）存在するため、その概要について示す。ビットトレントでは、ユーザはまず管理者であるトラッカーに接続し、対象ファイルについてビットトレントネットワークに接続するユーザ（ビットトレントでは「ピア」という）一覧の情報を取得する。ユーザ（ピア）はネットワークに接続する他のピアに接続要求をするが、これをハンドシェイクという。実際には、ハンドシェイクの後、決められたアルゴリズムにしたがってピースをダウンロード（アップロード）していくこととなる。令和5年におけるビットトレントに関する発信者情報開示請求では、大きく分けて、ハンドシェイク時のIPアドレスについて発信者情報開示請求を求めるもの、ピ

ピア接続時の IP アドレスについて発信者情報開示請求を求めるものの2つのケースが存在した。裁判所の判断は、ピア接続時の IP アドレスに関する発信者情報開示請求については、基本的に原告の請求を認容しているが、ハンドシェイク時の IP アドレスに関する発信者情報開示請求については、認容する事例と棄却する事例が存在した。具体的には、ハンドシェイク時の IP アドレスに関する発信者情報開示請求の事案において、例えば、「本件検知システムは、上記 Handshake の時点において、上記ユーザーが保有している上記ファイルを実際にダウンロードしていないものの、上記時点において上記ユーザーから返信された上記ファイルのハッシュ値によって、実際に上記ユーザーが上記ファイルを所持していることの確認を行っている。そのため、本件検知システムは、上記時点において直ちに上記ユーザーから上記ファイルのダウンロードができる状態にあったことになる。」として、権利侵害の明白性を認定するものもあれば⁽¹⁹⁾、「本件各氏名不詳者が、それぞれ、別紙動画目録の発信日時欄記載の日時に行われたハンドシェイクの通信の時点までに、本件複製ファイルを構成する全ピースのうちどの程度の容量のピースをダウンロードし、これを保持していたのか、また、同時点までに全ピアによってダウンロードされていた本件複製ファイルのピースを併せると、どの程度の容量のピースを構成することになるかは、いずれも不明であるから、本件各氏名不詳者が、それぞれ又は他のピアと共同して、本件動画の表現上の本質的な特徴を直接感得することができる情報を自動公衆送信し得るようにしたと認めるに足りない。したがって、本件各氏名不詳者により本件複製ファイルが『送信可能化』され、本件動画に係る原告の公衆送信権が侵害されたことは明らかであるとはいえない。」としているものもある⁽²⁰⁾。ピア接続してピースをダウンロードした場合には、少なくとも対象ファイルの一部をダウンロードしたことが明らかであり、他のピアからダウンロードしたファイルと合わせて表現上の本質的な特徴を直接感得することができる場合には理論的に共同不法行為責任が成立すると考えられるが、ハンドシェイク接続したのみでは、ピースをダウンロードしたかどうかは明らかではなく、かつ、その直後にビットトレントネットワークから離脱した場合には共同不法行為責任が成立するとは言えない。実際には、ハンドシェイクの後に何もピースをアップロードしないケースは少ないと思われるため、そこを経験則などで補足して責任を認めることも理論的にあり得るとは思うが、不法行為責任の立証という観点から考えると、少なくとも一部のピースがダウンロードされたことまでの立証を求める方が望ましく、裁判所の判断も令和5年後半のものはハンドシェイク接続だけでは原告の請求を認めない傾向が強いように思われる。

次に、令和5年の裁判例として、国際的な著作権侵害について判断されたものがあるためこれを紹介する。国をまたいで著作権侵害の問題が生ずると、主権が各国に属していることから、いかなる国の法律が適用されるかという準拠法の問題と、いかなる国の裁判所においてその問題を取り扱うことができるかという国際裁判管轄の問題が生じることがある。

5. 2 判例紹介

⑤ 大阪地裁令和5年8月31日判決【P2P アップロード事件】(令和4年(ワ)第9660号)

[事案の概要]

原告は、P2P 接続によりファイル交換を行う BitTorrent を用いて動画ファイルをダウンロードしたところ、権利者たる被告から20万円を超える損害賠償請求を受けたため、原告の損害賠償債務は3万円を超えて存在しないとの確認を求めた事案。

[判旨]

一部認容。(損害賠償債務について一部を認容)。

裁判所は、結論として、原告の損害賠償債務は3万7675円を超えて存在しないことを認めた。

裁判所の損害賠償債務の認定に際して、「共同不法行為(民法719条1項前段)が成立するためには、少なくとも行為者各自の行為が客観的に関連して共同していることを要する(最三小判昭和43年4月23日民集22巻4号964頁参照)から、原告が自らビットトレントを通じて本件ファイルのデータのダウンロードを開始する前や、ダウンロードした本件ファイルを削除したりビットトレントのクライアントソフトを削除するなどしてビットトレントを通じた本件ファイルのデータの送信ができなくなった後に発生した本件著作権の侵害については、他の行為者

の行為との客観的な関連共同性のある行為が存在せず、共同不法行為責任を負うと解すべき理由がない」として、ビットトレントに接続している間のみを共同不法行為責任を負う可能性のある行為とした。そのうえで、原告の接続時間は3時間、原告が接続した日のダウンロード回数は547回と認定し、1ダウンロードあたりの損害は、販売価格1450円に利益率38%をかけ、 $1450 \text{ (円)} \times 0.38 \times 547 \text{ (回)} \times (3 \text{ (時間)} / 24 \text{ (時間)}) = 3 \text{ 万 } 7675 \text{ 円}$ として損害賠償債務を認定した。

[考察]

ビットトレントのようなP2P接続のソフトウェアは、単に対象となるファイルを細かいピースという単位に分け、全てのピースをダウンロードすることで対象ファイルのダウンロードを実現する。このとき、対象ファイルをダウンロードしようとするユーザは、単に対象ファイルのピースをダウンロードだけでなく、自らも対象ファイルをダウンロードしようとする第三者のユーザに対して既にダウンロードしたピースを送信する。したがって、著作権侵害を構成するファイルをダウンロードしようとする、必然的に当該ファイルのピースをアップロードすることになるから、公衆送信権侵害を構成することとなる。

なお、ビットトレントでは、複数のユーザが接続し、互いにピースの交換を行うことから、対象ファイルをダウンロードしようとするとき、ピースを提供するユーザが1人でない限り、複数のユーザからピースをダウンロードすることが一般的である。したがって、1人のユーザが対象ファイルを提供するのではなく、複数のユーザによって対象ファイルを提供することから、共同不法行為として責任を構成することは妥当と考えられる。また、ピースを提供したユーザが本当はどれだけのユーザに対してピースを提供したのかその範囲を分析することは全てのログを収集しなければ分からないところではあるが、本件判決のように、1日のダウンロード数と接続時間から、割合的に関与したダウンロード数を算定するのは妥当と考えられる。

⑥ 知財高裁令和5年4月20日判決【海外拠点事件】(令和4年(ネ)第10115号)(原審は東京地裁令和4年9月8日判決(令和3年(ワ)第3201号))

[事案の概要]

控訴人(原審被告)らは、合同会社Yとその代表社員Aである。被控訴人(原審原告)は、原告楽曲の著作権者であり、控訴人らの(a)原告楽曲の編曲行為(翻案権侵害)、(b)原告楽曲を編曲した本件楽曲を演奏・録音し、本件楽曲の複製行為(二次的著作物の原著作者の複製権侵害)、(c)本件楽曲を音楽配信サイト等で販売し、本件楽曲を録音した本件CDを譲渡した行為(二次的著作物の原著作者の譲渡権、公衆送信権(送信可能化を含む))、(d)本件CDを輸入した行為(著作権法113条1項1号違反)に対して、差止請求及び損害賠償請求がなされた事案である。原審は、原告の請求を認容し(損害額については一部のみを認容してその余は棄却)、被告らが控訴した。控訴審は、控訴人らの控訴を棄却した。

なお、事案について補足すると、原告楽曲の編曲行為(本件編曲行為)は、控訴人Aによって行われた。本件楽曲の演奏・録音について、浜松市内でピアノの演奏及びその録音が行われ、ハンガリーのブダペストにおいてオーケストラ演奏及びその録音が行われた。なお、楽曲のクレジットには、控訴人らの他、米国法人であるV社及びイスラエル法人であるC社に関するものがある。本件CDのパッケージにはC社の表示があり、本件楽曲の配信については、V社名義で行われメーカーはC社とされている。日本への輸入に際してはV社名義で輸入されていた。また、AはV社の日本国内全権代理、C社の代理連絡先とされていた事情がある。

[判旨]

控訴棄却。(原審は損害額について一部を棄却しその余は認容)。

原審では、次のように示し、被告らが共同して著作権侵害を行ったことを認めた上で原告の被告らに対する請求を認めた。「被告Aは、少なくとも被告会社、VGM社、CLASSICAL社及びIL Distribution社と相互に意を通じ、各社の法人格を使い分けつつ、本件楽曲の制作から販売に係る企画に中心的な立場において関与したものと見るのが相当である。このような観点からは、本件編曲行為については被告Aが自ら行ったものであること、本件録音・複製行為及び本件譲渡・配信行為については、被告Aが少なくとも被告会社、VGM社、CLASSICAL社及びIL

Distribution社と共同して行ったものであることがそれぞれ認められる。そうすると、本件輸入行為についても、被告Aが少なくとも被告会社及びVGM社等と共同して行ったものと認められる。」

知財高裁は、原審の判断を支持しつつ、補足して次のように示している。「〔…ハンガリーでのオーケストラ演奏及びその録音は、日本の司法権の管轄にないとの控訴人らの主張が、国際裁判管轄についていうものであるとすると、そもそも本件訴えでは応訴管轄が認められるとともに、控訴人Yは国内に住所があり、控訴人会社はその主たる事務所又は営業所が国内にある上、後記3(1)イのとおり、控訴人らによる本件編曲行為、本件録音・複製行為及び本件譲渡・配信行為は控訴人らによって実行された相互に関連した一連の行為であって国内において本件譲渡・配信行為の結果が発生しているものであるところ、本件訴えは、これらの行為につき、不法行為に基づく損害賠償請求をするともに、違法行為により権利利益を侵害され、又は侵害されるおそれがあることを理由とする差止及び廃棄請求であることからして、我が国の裁判所に裁判権が認められる(民訴法3条の2第1項、2項、3条の3第8号)。さらに、ハンガリーでのオーケストラ演奏及びその録音は我が国の著作権法の管轄にないとの控訴人らの主張が、準拠法についていうものであるとすると、上記のとおり、控訴人らによる本件編曲行為、本件録音・複製行為及び本件譲渡・配信行為は控訴人らによって実行された相互に関連した一連の行為であって国内において本件譲渡・配信行為の結果が発生しているものであって、我が国よりも明らかに密接な関係がある他の地があるともいえないことに照らすと、我が国の著作権法が適用されるものである(法の適用に関する通則法17条、20条)。〕にそれぞれ改める。」

[考察]

準拠法については、著作権侵害を不法行為として構成する場合には、法の適用に関する通則法17条及び20条により、日本法が適用されるか否かが問題となる。例えば、ファイルログ事件⁽²¹⁾では、「控訴人会社は日本法人であり、控訴人会社サイトは日本語で記述され、本件クライアントソフトも日本語で記述されていることから、本件サービスによるファイルの送受信のほとんど大部分は日本国内で行われていると認められる。控訴人会社サーバがカナダに存在するとしても、本件サービスに関するその稼働・停止等は控訴人会社が決定できるものである」とし、紛争の実質が全て日本国内にあるとして、準拠法を日本と認めた。また、ニコニコ動画事件⁽²²⁾では、総合格闘技の試合映像をウェブサイト「ニコニコ動画」にアップロードした事件について、日本法人が日本国内向けにサービスを提供している実態を考慮して法の適用に関する通則法17条により、準拠法を日本法と認定した。

上記のような先例と比較すると、本件は、不法行為の侵害主体が必ずしも日本(法)人に限られず、かつ、共同不法行為として、日本国外の法人を含む複数の者によって一連の行為がされている点が異なる。しかし、本件では、「加害行為の結果」について、実質的に損害算定の基礎となる行為である本件CDの譲渡及び本件楽曲の配信行為の結果生じた地として日本と認定し、結論として日本法の適用を認めているが、損害が発生する地を基準とすれば妥当な結論と思われる。

また、裁判管轄については、控訴人Yの住所が日本国内にあることや応訴管轄が認められるとして、日本における裁判管轄を認めている。

以上

(注)

- (1) 同様に「著作権」というキーワードで、令和1年から令和4年までの各1年間における裁判例を検索すると、令和1年が79件、令和2年が61件、令和3年が117件、令和4年が138件となる。
- (2) 中山信弘「著作権法第3版」(2020年有斐閣)、66頁
- (3) グッズ商品写真事件：大阪地判令和5年5月11日(令和3年(ワ)第1147号)
- (4) 例えば、東京地判平成11年1月29日判時1680号119頁等
- (5) 浄水器取扱説明書事件：大阪地判平成23年12月15日(平成22年(ワ)第11439号事件)
- (6) 解剖実習テキスト事件：東京地判平成13年9月27日判時1774号123頁
- (7) ティーシャツ事件：東京地判昭和56年4月20日判時1007号91頁
- (8) 最高裁判所昭和53年9月7日判決民集32巻6号1145頁

- (9)最高裁判所平成13年6月28日判決民集55巻4号837頁
- (10)VTuber控訴事件：知財高判令和5年3月9日（令和4年（ネ）第10100号）（原審は東京地判令和5年1月31日（令和4年（ワ）第21198号））
- (11)Tシャツイラスト事件：東京地判令和5年9月29日（令和3年（ワ）第10991号）
- (12)Tripp Trapp 1事件：東京地判平成22年11月18日（平成21年（ワ）第1193号）
- (13)Tripp Trapp 2事件：東京地判平成26年4月17日（平成25年（ワ）第8040号）
- (14)Tripp Trapp 2事件控訴審：知財高判平成27年4月14日（平成26年（ネ）第10063号）
- (15)ニュース写真投稿事件：東京地判令和5年3月30日（令和4年（ワ）第2237号）
- (16)昭和55年3月28日判決民集34巻3号244頁
- (17)半田正夫＝松田政行編「著作権法コンメンタル1 第2版」（2015年勁草書房）245頁
- (18)例えば、絶対音感事件：東京地判平成13年6月13日判時1757号138頁（絶対音感事件）
- (19)東京地判令和5年1月30日（令和3年（ワ）第33763号）
- (20)東京地判令和5年10月27日（令和5年（ワ）第70029号）
- (21)ファイルログ事件：東京高裁平成17年3月31日判決（平成16年（ネ）第405号）
- (22)ニコニコ動画事件（東京地裁平成25年5月17日判決（判タ1395号319頁））

（原稿受領 2024.5.22）